

「石垣市住民投票を求める会」会則

2018年10月13日「石垣市住民投票を求める会」結成総会で採択

(名称)

第1条 本会は、「石垣市住民投票を求める会」という。

(目的)

第2条 本会は、石垣市平得大俣への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票を実施することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために活動する。

(構成)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する個人で構成する。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、石垣市登野城660番地2に置く。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

代表 1名

副代表 複数名

事務局 若干名

会計 1名

会計監査 2名

第7条 役員任期は目的を達成するまでとする。

(運営)

第8条 本会に次の機関を置く。

総会 本会の最高決定機関とする。

役員会 代表、副代表、事務局で構成し、本会の目的に基づく事業を協議執行する。

(総会)

第9条 総会は、次の事項を議決する。

1. 会則及び諸規定の改廃
2. 活動方針
3. 役員選出
4. 予算の議決と決算の承認
5. その他

(会計)

第10条 本会の収入は、寄付金、事業収入(集会等での募金)によるものとし、会費は徴収しない。

第11条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第12条 この会則に定めのない事項については、役員会で協議する。

(附則)

1. 本会の会則は、2018年10月日より施行する。
2. 2018年度会計は施行の日より翌年3月31日までとする。